

福岡市の国家戦略特区について

平成 26 年 6 月

1 国家戦略特区について

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域（以下「国家戦略特区」という。）において、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するもの。

2 経緯

- H25. 6. 14 「日本再興戦略」閣議決定
- H25. 8. 12 「国家戦略特区」に関する提案募集（～H25.9.11）
- H25. 9. 11 「新たな起業と雇用を生み出すグローバルスタートアップ国家戦略特区」を福岡地域戦略推進協議会と共同で提案
- H25. 12. 13 「国家戦略特別区域法」（以下「法」という。）制定（[参考資料1](#)）
- H26. 1. 7 第1回 国家戦略特別区域諮問会議（以下「特区諮問会議」という。）
- H26. 2. 25 「国家戦略特別区域基本方針」閣議決定（[参考資料2](#)）
- H26. 3. 28 第4回 特区諮問会議において、福岡市を含む全国6地域を選定（[参考資料3](#)）
- H26. 4. 2 福岡市国家戦略特区推進本部を設置（[参考資料4](#)）
- H26. 4. 25 国家戦略特区の区域を定める政令の閣議決定（H26.5.1公布・施行）
- H26. 5. 1 内閣総理大臣が区域方針を決定

3 福岡市に示された区域方針（[参考資料5](#)）

ア 目標

雇用条件の明確化などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る。

イ 政策課題

- ① 起業等のスタートアップに対する支援による開業率の向上
- ② MICEの誘致等を通じたイノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出

ウ 事業に関する基本的事項（実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項）

- ・ 創業後5年以内のベンチャー企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】
- ・ 多様な外国人受け入れのための在留資格の見直し
- ・ 外国人向け医療の提供【病床、外国医師】
- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント、古民家等】

- 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（[参考資料6](#)）で示された6分野16項目のうち、福岡市の区域方針として国から示されたもの。（初期メニュー）

略 称	「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」(H25. 10. 18 日本経済再生本部決定)における規制改革事項
【雇用条件】	雇用条件の明確化
★【病床】	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認
【外国医師】	国際医療拠点における外国医師の診察，外国看護師の業務解禁
★【エリアマネジメント】	エリアマネジメントの民間開放（都市機能の高度化等を図るための道路の占用基準の緩和）
【古民家等】	古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外など（国家戦略特区における特例措置である「歴史的建築物に関する旅館業法の特例」を含む）

★＝特定事業… 国家戦略特区内において実施される規制の特例措置で，法第 13 条から第 27 条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるもの及び法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する利子補給対象事業

規制の特例措置の追加提案

- 国家戦略特別区域基本方針（平成 26 年 2 月 25 日閣議決定）で示された「規制の特例措置の追加に関する基本的考え方」において，区域方針に示されている規制・制度改革事項は，あくまで当面実施すべき項目に過ぎず，追加の規制の特例措置の検討を，スピード感をもって進め，確実に実現につなげていくことが明記されている。
- これを受けて，区域方針に示されている項目以外の新たな規制の特例措置や福岡市独自施策などについて積極的に検討し，国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）に追加提案を行っていく。
- 規制の特例措置の追加提案については，区域会議や特区諮問会議において順次協議・検討を行い，合意が得られたものから法令等の改正を経て区域計画に追加・実施していくことが想定される。

4 国家戦略特別区域会議

法第7条に基づき国家戦略特区ごとに、区域会議が組織され、区域計画の作成等を行うこととされている。

区域計画は、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び特定事業の実施主体の中から内閣総理大臣が選定する者の三者全ての合意により作成されることとされており、内閣総理大臣の認定を受けることにより適用される。(法第8条)

(仮) 福岡市国家戦略特別区域会議

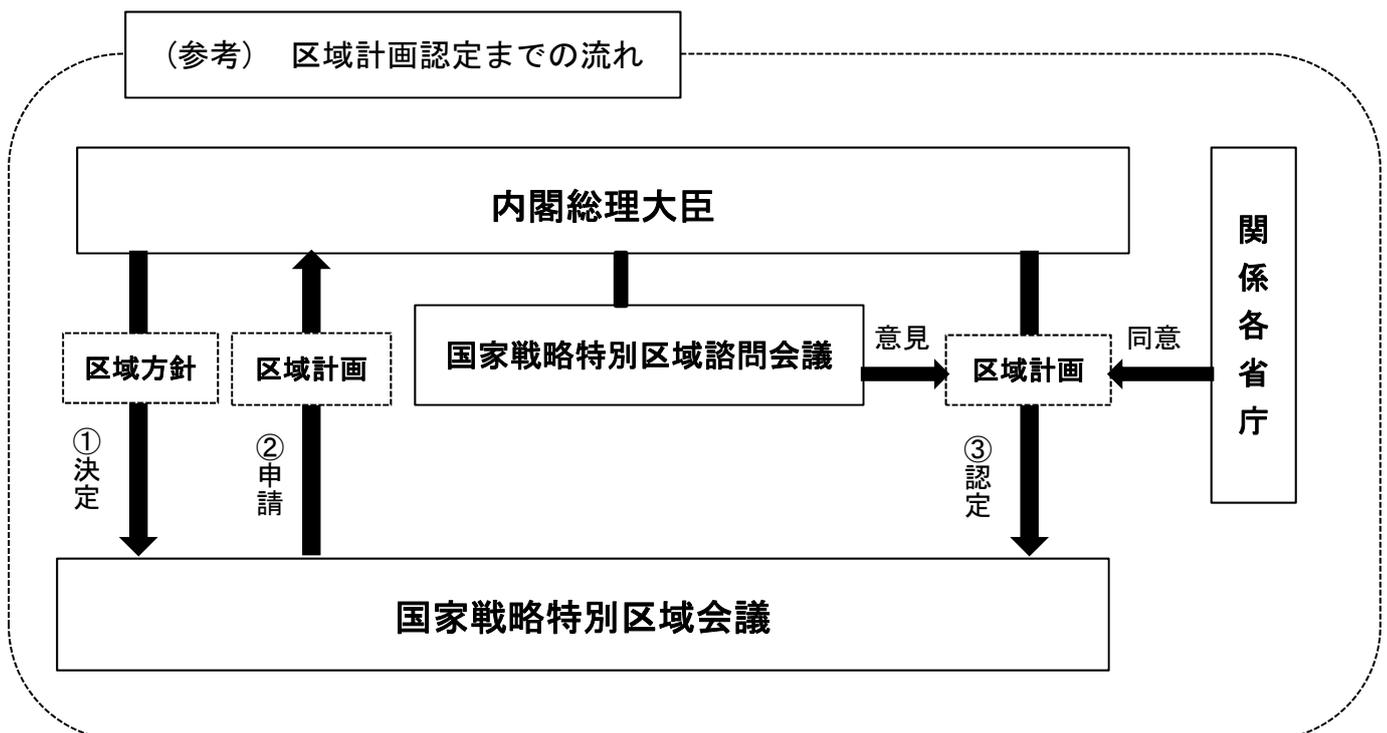
【構成員】 ○：合意形成メンバー

- 国家戦略特区担当大臣
- 福岡市長，福岡県知事
- 特定事業の実施主体（内閣総理大臣が選定する民間事業者）
 - ・ 関係する国の行政機関の長
 - ・ 区域計画等に密接な関係を有する者（経済団体，金融機関等を想定）

【所掌事務】

- ・ 区域計画の作成
- ・ 認定区域計画の実施に係る連絡調整
- ・ 国家戦略特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議

(参考) 区域計画認定までの流れ



5 今後のスケジュール（予定）

- H26. 6月～
 - ・ 第1回福岡市区域会議の開催
区域会議において、具体的な規制改革等を活用した事業計画を盛り込んだ区域計画を作成
- H26. 夏頃
 - ・ 初期メニューを中心とした区域計画の申請
 - ・ 総理大臣による区域計画の認定
 - ・ 区域計画に基づく事業等が順次スタート
- 以降
 - ・ 区域会議を順次開催し、規制の特例措置の追加等について協議・検討を行い、区域計画に反映していく。

6 第1回区域会議において議論が見込まれる事項

第1回区域会議での議論が見込まれる規制改革事項等は、**別紙1**のとおり。

これらの項目は、福岡市の区域方針に示されている初期メニューのうち福岡市として早期に取り組むことが可能な事業及び早期に検討すべき追加の規制の特例措置等として提案を予定しているものである。

7 「グローバル創業都市・福岡」のビジョン策定について

福岡市では、これまで、新たなビジネスやサービス、雇用を生み出すスタートアップの取り組みを行ってきたが、国家戦略特区に認定されたことで、市の施策をこれまで以上に進めるとともに、規制改革に加え国の施策や税制などを有機的に組み合わせた政策パッケージとして実行していくことで取り組みを加速させていく。

このため、福岡市の目指す姿、道筋、政策パッケージなどを体系的に示す、「グローバル創業都市・福岡」のビジョンを策定する。

※ 世界一チャレンジしやすい都市を目指して（起業大国日本を牽引する「グローバル創業都市・福岡」のビジョン骨子案について）・・・**別紙2**